

第126回  
青森県都市計画審議会  
議 事 録

平成20年10月20日（月）

日 時：平成20年10月20日（月） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階大会議室

出席者：会長 山本 恭逸  
委員 氏家 良博  
委員 板垣 美保  
委員 藤村 幸子  
委員 宮坂 亘 （代理：栢沢 一成）  
委員 岡田 光彦 （代理：鈴木 卯之助）  
委員 木場 宣行 （代理：伊藤 一哉）  
委員 石川 威一郎（代理：舛澤 正義）  
委員 山内 和夫  
委員 西谷 洵  
委員 川岸 一彦 以上11名出席

案 件：議案第1号 青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について  
議案第2号 弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について

その他：青森県都市計画マスタープラン等についての状況報告

(司会)

ただいまから、第126回青森県都市計画審議会を開会いたします。  
本日は第1号委員の改選後初めての審議会であり、また、第2号委員につきましても人事異動に伴い委員に変動がございましたので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。まず、再任された方々でございます。

青森公立大学 山本恭逸様でございます。

弘前大学 氏家良博様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございますが欠席されております。

青森県ビックウーマンの石岡千鶴子様でございますが、本日は欠席されております。

再任された委員は以上でございます。

次に新たに委員となられた方々でございます。

社団法人青森県建築士会 板垣美保様でございます。

次に県の公募により委員にご就任いただきました藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。

このたび第2号委員の方は改選されております。

まず、前回から引き続き委員となられた方をご紹介いたします。東北農政局長の宮坂亘様でございますが、本日は代理として栃沢一成様が出席されております。

青森県警察本部長の石川威一郎様でございますが、本日は代理として舛澤正義様が出席されております。

つぎに、今回新たに委員となられた方をご紹介いたします。

東北財務局青森財務事務所長の木曾恵一様でございますが、本日は欠席されております。

東北経済産業局長の根井寿規様でございますが、本日は欠席されております。

東北地方整備局長の岡田光彦様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の鈴木卯之助様が出席されております。

東北運輸局長の木場宣行様でございますが、本日は代理として伊藤一哉様が出席されております。

第3号委員は、市町村長を代表する方でございます。

青森県市長会会長の佐々木誠造様でございますが、本日は欠席されております。

第4号委員は、県議会の議員の皆様方でございます。  
山内和夫様でございます。  
滝沢求様でございますが、本日は欠席されております。  
西谷洸様でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。  
青森県町村議会議長会会長の川岸一彦様でございます。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、11名が出席されており出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

つづきまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

前回から引き続き幹事であり、青森県県土整備部都市計画課長の今裕嗣です。

青森県県土整備部建築住宅課長の勝見康生です

今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。このことについて事務局から説明をお願い致します。

(事務局 都市計画課長)

事務局で幹事を務めております都市計画課長の今でございます。会長選任についてご説明させていただきます。

青森県都市計画審議会会長は、青森県附属機関に関する条例によりまして、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選によることとなっております。9月に改選があったため新たに会長を選任することとなりますが、事務局と致しましては、第1号委員6名のうち4名が再任となっており、前会長であります山本委員も再任されていることから、引き続き山本委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか？

(各委員)

異議無し

(事務局 都市計画課長)

ありがとうございます。各委員のご賛同を得ましたので、山本委員に会長をお願いしたいと存じますが、山本委員よろしいでしょうか？

(山本委員)

務めさせていただきます。

(司会)

ありがとうございます。よろしくお願い致します。

それでは、会長にご就任いただきました山本委員には会長席へお願い致します。

早速ではございますが、山本会長、一言ご挨拶をお願い致します。

(山本会長)

それでは、選任いただきましたので、会長を務めさせていただきます。

これからのまちづくりは、地方分権の推進等に伴い、地域に密着したよりきめ細やかな都市計画行政の展開が求められておりますので、今後とも諮問された事項について公正な審議をとおして、青森県の都市計画行政の推進に努力してまいりたいと存じます。

委員各位のご指導、ご協力をお願いして、挨拶に代えさせていただきます。

(司会)

ありがとうございます。

ここで会長の職務代理者を決めていただきたいと思います。青森県附属機関に関する条例により、会長が指定することとなっておりますので、会長よろしくお願い致します。

(山本会長)

会長職務代理者の指定とのことでございますので、昨年に引き続き氏家委員をお願いしたいと思います。氏家委員よろしいでしょうか？

(氏家委員)

はい、お受けします。

(山本会長)

ありがとうございました。よろしくお願い致します。

(司会)

本日は、青森県から付議された議案としまして「青森都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について」と「弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について」の2件と、その他としまして「青森県都市計画マスタープラン等の

状況報告」について皆様からご意見を伺うこととしております。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので山本議長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(山本会長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。<sup>うじいえよしひろ</sup>氏家良博(うじいえよしひろ)委員と<sup>かわぎしかずひこ</sup>川岸一彦(かわぎしかずひこ)委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

まず、議案第1号「青森都市計画臨港地区の変更(青森県決定)について」、ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局 都市計画グループリーダー)

都市計画グループの田澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「青森都市計画臨港地区の変更」についてご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は1～3ページ、参考資料は1～2ページとなっております。

臨港地区とは、都市計画法において「港湾を管理運営するため定める地区」と規定されておりまして、埠頭をはじめ、関係する官公署や臨海工場など、港湾を管理運営するために必要な施設が立地する地域です。

臨港地区を決定することにより、例えば、地区内における工場の新設等、一定の行為に対し事前の届出が義務付けられたり、港湾施設を整備するための事業の実施が可能となったり、港湾を円滑に管理運営するための様々な対応が可能となります。

なお決定権者は、重要港湾は県、地方港湾は市町村となっております。青森港は重要港湾であるため、県決定となります。

それでは、今回の変更案について、スライドで説明させていただきます。このスライドは、青森市の都市計画図に臨港地区を落とし込んだものでございます。画面の上が北の方角になります。

まず、位置関係についてご説明させていただきます。

JR青森駅がここで、県庁はここになります。新幹線が通る新青森駅画面左側のこちらになります。現在、開業へ向け整備が進められているところでござい

ます。画面の上の白い部分が陸奥湾になります。

現在、定められている地区は、画面の右上から、青で囲まれた部分ですが、浅虫地区、野内地区など6地区、合計約140haを臨港地区として定めております。

今回、追加する場所は油川地区、画面左側のこの赤で細く示したところになります。面積は約0.9haです。これにより、臨港地区の面積は合計約141haとなります。

次に、油川地区の位置付けについてご説明します。

このスライドは、港湾計画による油川地区の計画図です。港湾計画では現在、この赤で示した部分について、親水緑地として位置付けているところです。

今回、緑地の整備事業の実施が確実となり、今後、港湾施設として適切に管理運営するため、臨港地区の追加変更を行うものです。

このスライドは、今回の変更地区の拡大図です。

赤で囲まれた部分、約0.9ha(8,538㎡)を追加変更するものです。

このスライドは、追加変更する区域の現況写真です。

このスライドは、整備イメージのパースですが、これはあくまで現段階でのイメージでして、決定したものではございません。

今後、整備計画において地域住民の方々の意見を踏まえながら計画の策定を進めていくこととしております。スライドは以上でございます。

なお、当案件については、平成20年9月11日から24日まで縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で「議案第1号」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(西谷委員)

今の0.9haの事業費はどのくらいになるのでしょうか？

(事務局 港湾空港課)

約1億4千万から5千万を想定しております。

(西谷委員)

現状のままでも木が生えているところがありますが、その部分を整備イメー

ジのようにするのでしょうか。

(事務局 港湾空港課)

今の林の方につきましてはふるさと海岸で整備されておりまして、今回予定しているのはスライドの写真の車と家の間の部分になります。

(氏家委員)

連続して臨港地区になっていると思いますが、油川地区から今回追加する箇所まで飛び地になっているのは理由があるのでしょうか？

(事務局 港湾空港課)

既指定地については港湾施設のあるところを指定しております。今回の追加する箇所の南側の部分については港湾施設がございませんので臨港地区を指定していません。

(氏家委員)

本港地区から油川地区は連続的に港湾となっていることから連続して指定しているということでしょうか？

(事務局 港湾空港課)

そのとおりです。

(板垣委員)

参考資料の詳細図の地区と今日説明のありました拡大図とで範囲が違います。今日の資料は海にせり出している部分も範囲として記載されていますが、どちらが正しいのでしょうか？

(事務局 都市計画グループリーダー)

資料4ページの計画図で示しているのは、緑地として一体的に港湾計画に位置づけられている区域です。海にせり出している区域は既に臨港地区として定められている区域です。資料5ページの拡大図に示している箇所が今回追加する区域となっています。

(山内委員)

計画箇所の海側はふるさと海岸になっていますが、海水浴場の施設である脱衣室やシャワー室などは計画にあるのかどうか伺います。また、市からも要望

が出ていたかと思いますが計画にあるのでしょうか？

(事務局 港湾空港課)

市と油川町内会連合会、港湾振興協会から要望がありまして、海水浴場として快適に使用できるように緑地と併せてシャワー室等の施設を整備してほしい。また、運営については町内会で行うので早めに整備をしてほしいとの要望がありまして、緑地と海岸施設を一体として整備する予定です。

(山本会長)

これは地元の町内会、市からの要望にそった内容で整備するという事で宜しいでしょうか？

(事務局 港湾空港課)

今後の施設の内容につきましては、町内会と市と十分協議し整備を進めていきます。

(藤村委員)

先ほど質問のありました、飛び地の部分の距離はどのくらいあるのでしょうか？その飛び地の部分の整備の仕方についてお伺いします。

(事務局 港湾空港課)

飛び地の箇所につきましては、港湾施設はなく、海岸施設がありまして、背後の土地を防護するための海岸施設があります。臨港地区を定めて利用するような港湾活動がなく、施設としては海岸保全施設の護岸等がございます。

距離につきましては正確な数字が今わかりませんので回答を控えさせていただきます。

(山本委員)

親水空間を確保する為のものと理解した方がわかりやすいと思います。港湾の船が接岸するような箇所ではなく、親水緑地として海水浴をしたり、散歩に来たりなど、性格が違う整備になるので、港湾としての機能と少し違って生活に密着した区域であり、船が接岸する箇所と離れている方が、親水空間として確保できると思います。

(板垣委員)

イメージパースで街灯などが記載されていませんが、安全面はどのような配

慮をされていますか？

(事務局 港湾空港課)

このパースにつきましては、以前、県独自で書いたものであり、地元の意見を反映したものではありません。

施設の配置に関しましては地元町内会や、市と協議し進めていきたいと考えています。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することといたします。

次に議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願い致します。

議案の内容について事務局から説明してください。

(事務局 都市計画グループリーダー)

議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は4～6ページ、参考資料は3～4ページとなっております。

今回の変更は、都市計画道路3・3・3号下白銀町福村線のうち、2車線から4車線への拡幅整備を予定している区間に3箇所の交差点がございます。この交差点について右折車線を設置ことに伴い一部区間の幅員を変更するものです。

それではスライドにてご説明させていただきます。

これは、弘前市の航空写真です。

まず、位置関係についてですが、画面の上が北の方角になります。

画面左側の縦の青い線ですが、JR奥羽本線です。JR弘前駅はこの写真から外れていますがこの辺りになります。

画面右側の縦の黒い線が国道7号です。この国道7号沿いに総合地方卸売市

場弘果弘前中央青果が立地しております。

次に画面の線の色についてですが、黒の線が整備済みの都市計画道路、緑が県道、黄色が主な市道を示しています。

今回都市計画を変更する3・3・3号下白銀町福村線は、弘前市を東西に横切るこちらの路線であり、このうち赤と水色の線が今後整備を予定している区間を示しております。さらに、水色の線が今回都市計画を変更する区間を示しております。

当該区間の状況ですが、道路沿いや周辺に店舗や大型店舗等の商業施設、卸売市場が立地し、慢性的な渋滞箇所となっております。

以上のことから、調査、設計を進めた結果、和泉1丁目交差点、和泉2丁目交差点、高崎交差点の3箇所の交差点について、右折車線の設置が必要であると判断したところです。

こちらのスライドは、和泉1丁目の交差点付近を拡大したイメージ図になります。

赤色の点線が変更前の幅員、水色の線が変更後の区域を示しています。

和泉1丁目交差点については、交差点の前後に延長50mの右折車線を設けます。これにシフト区間や横断歩道の幅等が加わり、変更延長は合計で193mになります。

こちらのスライドは、高崎交差点及び和泉2丁目の交差点付近を拡大したものです。

同じく赤色の点線が変更前の幅員、水色の線が変更後の幅員を示しています。高崎交差点については、詳細に検討した結果、交差点形状の変更により若干除かれる区域があります。こちらの区域が除かれる箇所になります。

高崎交差点は55m、和泉2丁目交差点は交差点前後に50mの右折車線を設けます。変更延長は265mになります。

こちらのスライドは交差点の変更前と変更後の幅員を示したものです。上が変更前、下が変更後の交差点の幅員を示したものです。

変更後は下の図のように、赤色で示すように幅3mの右折車線を追加することとなります。これに伴い、計画幅員を22mから25mに変更するものです。スライドは以上でございます。

なお、当案件については平成20年9月11日から24日まで縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で「議案第2号」の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第 2 号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(山内委員)

今回変更する区間の工期と事業費について伺います。

(事務局 都市計画グループリーダー)

調査設計は既に行っておりまして、工期は平成 19 年から 24 年までを予定しております。

事業費につきましては、予定では約 34 億円で考えております。

(山内委員)

道路特定財源の影響はあるのでしょうか？

(事務局 都市計画グループリーダー)

現在の所はまだわかりません。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第 2 号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨答申することといたします。

次に、次第によりますと、「その他」がありますので、いったん司会に進行をお返しいたします。

(司会)

本日の審議はこれで終了ですが、ここで「その他」ということで、「青森県都市計画マスタープラン等の状況報告」について事務局から説明し、皆様からご

意見を伺いたいと思います。

恐縮ですが、引き続き山本様に議長をお願いしたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

(山本会長)

それでは、引き続き議長を務めさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。質問については、後ほどまとめてお願いしま  
す。それでは、事務局お願いします。

(事務局 都市計画グループリーダー)

「青森県都市計画マスタープラン説明」

(山本会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(氏家委員)

1つ1つは非常に良い内容となっていますが、矛盾するところはどちらを優  
先するのが書かれていません。議案第1号にもありましたが、港湾のすぐそ  
ばに海水浴場を整備するのは本来いいことではない。生業の場を確保するので  
あれば港湾施設をきちんと整備し、荷物の移送に便宜を図るのが当たり前で、  
逆に自然を再生するのであれば港湾施設はなるべく減らして、昔の砂浜を復元  
する様な事が本来の道筋だと思います。そういったことが、多々色々な所に出  
てきています。議案第2号もそうですが、道路を拡幅するのは、現在、渋滞し  
ているので良いことですが、逆にこれは交通量を増やす事となるので低炭素・  
循環型社会の定着したまちには矛盾します。低炭素・循環型社会の定着したま  
ちを追求するのであれば、交通規制を厳しくして、都市の中核の部分には自家  
用車を入れられないようなことを踏み込んで行かなくてはいけないと思います。国  
土交通省で示されているものをベースとしているのでこのような内容となるの  
は当然なのかも知れませんが、総花的な内容となっています。重点を書いて青  
森県としての方向性として、産業を重視するのか、自然環境を大事にするのか、  
どこに力を入れていくのか記載した方が良いと思います。

(山本会長)

今の意見は事務局から回答を求めるような内容ではないと思いますが、事務  
局はよろしいでしょうか？

(事務局 都市計画グループリーダー)

委員の皆様方から意見を頂いて、今後の見直し作業に反映していきたいと思っております。

(山本会長)

あくまでたたき台であり、途中経過であるので様々な意見があつて良いと思いますので他にご意見ございませんか？

(氏家委員)

それでは質問をさせていただきます。

低炭素・循環型社会の定着したまちとは県として具体的に何を考えているのでしょうか？

現実的に2030年を考えて低炭素社会を実現できると考えているのでしょうか？

(事務局 都市計画グループリーダー)

実現ではなく目指す姿でありまして、今考えているのは、車や石油を使わないようなまちづくりを目指していくことで、低炭素・循環型社会ができてくるのではと考え、案を出しているところです。

(氏家委員)

目標として掲げるのは良いが、実現性を考えたときに、県のマスタープランであれば実現性のあるものを出していかないといけないと思いますが、具体的に考えないで記載すると誤った方向になると考えられますがいかがでしょうか？

(事務局 都市計画グループサブリーダー)

今のマスタープランを見直す際に、今後の目指すべき方向を基本計画から抽出していますが、2030年に全て実現することは難しいと思います。ただし、流れとしては低炭素・循環型社会に向けて動いていくのは確実ではないのかなと思います。

将来のイメージとして、このような低炭素社会などの視点をあげ、県の総合計画と一緒に、これから5年を目途にやっていくべき事をブレイクダウンし、ある程度の施策を具体化する予定となっております。今回は大きなイメージとしてあげております。今後は具体的なものを交えながらご説明することとなりますのでよろしく申し上げます。

(山本委員)

都市計画の上位計画に対する意見かもしれませんが、生業をなりわいと呼んでいますが、限界企業が多い中で経営基盤をどうやって固めていかなければならないかという時期に、生業をなりわいと呼ぶのは違和感があり方向性が違うと思います。都市計画に落とし込むのは、今までのものと大きく違う必要が無く、人口減少社会にはいつているという想定で、既存の社会資本をどうやって生かしていくか、農業振興地域の優良農地をどうやって残すかが大事であり、方向性を大きくシフトするべきではないと思います。

(藤村委員)

八戸でもそうですが、まちには全国何処でも同じような看板があり、つまらない青森県になるのではと考えたときに、まちの歴史や文化を大切にとありますが、人材を育てるという意味でも景観に重視した都市計画があってもいいと思います。

(板垣委員)

理想的ではありますが、重視する部分があっても良いと思います。また、内容は具体的に一般にわかりやすくし、教育をしながら都市計画をつくるべきで、教育と事業を同時に進めることが重要であると思います。

交通機関を重視したまちづくりとよく言われますが、公共交通のバスが通っていない地域まで町が拡大し、その町に住んでいる人が省エネライフを行いたいという気持ちがあっても環境や公共機関が整備されていなく、一般の意識に対してついていっていないと思います。そういったことを踏まえて重要視する部分をもっと明確にするべきだと思います。

(東北農政局)

基本計画素案概要の2ページで産業・雇用分野の都市マスの方針の検討項目の中で市街化調整区域における地区計画の活用や開発許可基準の緩和などの表記をされていますが、実態とすれば市街化調整区域は市街化を抑制する区域がありますが、ここで言う開発許可基準の緩和とはどのようなことを考えているか？

また、次のページで担い手への農地の利用集積と遊休農地の解消と記載がありますが、都市計画と農地利用集積・遊休農地の直接計画の具体化としては関連が無いように思いますがこの2点についてお願いします。

(事務局 都市計画グループリーダー)

1点目の開発許可基準の緩和につきましては、ニュアンス的に書かせていただきましたが、表現が適切ではありませんでした。

2点目の農地に関してですが、都市計画区域の中に農地がありまして、その農地をどうするかというのを国交省と農政サイドで検討をしていると思いますので取り上げました。

(農政局)

市街化区域内の農地の事ではないですね？都市計画全体の考え方でしょうか？

(事務局 都市計画グループリーダー)

都市計画全体の考え方で、まだ、たたき台の段階ですので、項目としてあげられる分をあげ、そこから削る分は削っていくこととなりますので、この表記がこのままということではございませんのでご了解をお願い致します。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、引き続き「都市計画道路の見直し」について事務局から説明をお願いします。

(事務局 都市計画グループサブリーダー)

「都市計画道路の見直し説明」

(山本会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(山本会長)

財源の話も大事でありまして、必要なものはやらなければいけないし、今の環境の変化に対して、見合っているのか検証しながらやっていくことが必要であると思います。

(山本会長)

ご質問、ご意見等無いようですので、これで本日の予定は終了いたしました。進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間のご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これもちまして、第126回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印